

平成28年6月16日

日吉台コミュニティ基金とは

日吉台コミュニティ基金管理委員会
委員長 近原秀明 記

日吉台コミュニティ基金とは日吉台住民の共有財産です。平成28年6月現在、預貯金と10年物国債（平成28年9月満期）合わせて約3,500万円の動産を保有しています。以下に日吉台コミュニティ基金が生まれた経緯と現状、及び基金を管理する日吉台コミュニティ基金管理委員会の活動状況を記します。

- ① 日吉台団地は昭和40年代半ばから日本地所により開発が始まり、最初の入居者は昭和48年頃であった。当時排水処理は日吉台団地単独で雨水・汚水分流式で集中処理施設が設置された。現在の多目的広場・いしづみの家の土地に処理施設が、現在の天津市消防団日吉台分団の土地にポンプ施設があった。これら汚水処理施設分担金として、入居者は日本地所又は住宅メーカーに10万円を支払い、これが日吉台コミュニティ基金の原資となっている。
- ② 昭和59年に天津市公共下水道が完成、日吉台の排水もこれに接続することとなり、日吉台単独の処理施設の役目が終了した。天津市、日本地所と自治連合会で話し合いが持たれ、2か所の施設の撤去は天津市の予算で行われ、昭和61年11月19日に施設跡地、残金を日本地所から自治連合会が所有権を引き継いだ。昭和61年11月27日に日本地所から当時の自治連合会役員3名の名義に不動産3筆の（ポンプ場跡地は2筆に分割されていた）所有権移転登記が行われた。これに先立ち昭和60年11月に土地及び残金を住民共有のものとして管理せざるを得ないとの結論が住民全員に周知された。又昭和61年4月に日吉台コミュニティ基金管理委員会（以下管理委員会）が設立され管理委員会が今後動産、不動産の管理運用をすることが承認された。
- ③ 管理委員会は自治連合会推薦の2名、8丁から各1名計10名の委員から構成されており、自治連合会推薦の2名から管理委員会委員長1名、副委員長1名、8丁代表8名から互選により副委員長1名、書記1名が選出され運営にあたっている。これまで預貯金、国債金利と云う果実で平成2年以来申請のあったものの内16件の助成事業を行ってきた。又基金の運用、不動産の管理に提言を行ってきた。
- ④ 平成元年3月に自治連合会が汚水場跡地3筆を天津市に無償譲渡する

件につき住民アンケートを取ったが、一部住民の反対があり、土地1筆を平成2年に公園及び多目的広場に（9年に一部内容改定）、土地2筆を平成6年に大津市消防団日吉台分団用地にと用途限定して、大津市に無償貸与することとなった。

- ⑤ 平成3年地方自治法の一部改正があり、これまで自治会所有の不動産は個人名義での登記しか出来なかったが、自治会が「地縁団体」と認可されれば、自治会名義での登記が出来ることとなった。平成15年2月に自治連合会臨時総会が開催され、自治連合会を「地縁団体」とする決議がされた。平成15年7月に大津市長から日吉台自治連合会が「地縁団体」として認可され、同年8月に不動産3筆が自治連合会役員3名から自治連合会に所有権移転登記された。
- ⑥ 平成26年に入り、過去の基金に関する種々歴史を踏まえて、管理委員会での討議、自治連合会、まちづくり協議会との討議を経て、「不動産3筆の大津市への無償譲渡を検討すること」を管理委員会として平成27年4月開催の自治連合会定例会に提案した。定例会では本提案は賛成多数で承認された。大事な案件であるので、（1）法律的な判断を弁護士に確認すること（2）臨時総会を開催して自治連合会会則第35条（資産の処分）に関して討議にかけ、所定の自治会会員の賛成を得ることとなった。
- ⑦ 平成27年10月18日に開催された臨時総会では、活発な討議が交わされたが、採決の結果委任状を含む出席会員2480人の内、2280人の賛成（書面で賛成含む）があり、「不動産3筆の大津市への無償譲渡」の件は可決となった。平成27年8月17日に大津市法律相談室を訪ね、担当弁護士より次の法的確認を得た。「現在の土地名義人が自治連合会であるので、自治連合会総会にて、財産目録を明示して会則第35条に定める出席自治会員の四分の三以上の賛成を得ることで問題ない。」
- ⑧ 臨時総会の後、自治連合会が大津市と協議、平成27年11月10日に土地3筆の大津市への無償譲渡が決まり、同年12月8日所有権移転登記が行われた。多目的広場・いしづみの家用地に関しては大津市と協定書を交わして、その管理を双方で行うこととなった。

今後も管理委員会は自治連合会、まちづくり協議会と連携して住民の為の基金財産の有効な使い方を提案していきます。

以上